

令和4年度戸田橋花火大会準備等（煙火・有料席設営含む）業務委託応募要項

1 趣旨

戸田橋花火大会は、戸田市を代表するイベントとなっている。花火大会の開催に当たっては、来場者の安全性及び収益性の向上が運営に求められる。

そのため、より質の高い企画を制作して円滑かつ効率的に業務を行うため、専門的知識及び技術を有する民間業者に当該業務を委託することとし、委託業者をプロポーザル方式にて選定する。

2 大会の概要（4月初旬の第1回戸田橋花火大会実行委員会会議で決定）

- （1）主催者：戸田橋花火大会実行委員会
- （2）開催日時：令和4年8月6日（土）午後7時～午後8時30分（予定）
荒天中止
- （3）実施場所：荒川戸田橋上流戸田市側河川敷
荒川対岸の「いたばし花火大会」と同時開催
- （4）打上内容：単発花火・スターメイン花火 約6,000発（第66回大会実績）
両岸合わせて約12,000発

3 募集の概要

- （1）業務委託名：令和4年度戸田橋花火大会準備等（煙火・有料席設営含む）業務委託
- （2）委託期間：令和4年度（2022年度）から令和6年度（2024年度）までの3年間。
但し、業務において重大な事故等を起こした場合においては、この限りではない。
契約書は年度毎に取り交わしとする。なお、令和4年度に戸田橋花火大会実行委員会の予算が成立した後、3年間の運営に係る覚書を取り交わす。
- （3）選定方法：書類審査を通過した最大4者を対象に、プレゼンテーションにより内容等の審査を行い、1者を選定。
- （4）優先権：選定された者が辞退及び何らかの事由で業務を履行できなくなった場合は、評価上位者から順次優先とする。
- （5）結果の通知：審査終了後、参加業者あてに審査結果の通知を行う。なお、評価内容についての質問には回答を行わない。
- （6）契約の締結：選定後、内定した応募者と細目を別途協議し、新年度に戸田橋花火大会実行委員会の予算が成立した後、双方間で契約を締結する。協議の上、変更が生じた場合、提案された金額が契約金額になるとは限らない。

4 参加資格要件

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （2）直近1年間の国税及び地方税を滞納していないこと。
- （3）当業務を円滑に遂行できるだけの安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- （4）当該業務の選定を行う委員の属する法人等でないこと。
- （5）参加者及びその役員等が以下の項目に該当しないこと。
暴力団員等である、又は暴力団員等が経営に事実上参加している。

暴力団員等を雇用している。

暴力団又は暴力団員等と社会的に非難される関係を有している。

- (6) 当業務を行うにあたり、特定の業務を第三者に委託する場合に受託する法人及びその役員等が上記(5) ~ に該当しないこと。
- (7) 提出書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (8) 5年以内に、国または地方公共団体の主催するイベントの企画・運営に関わる業務についての契約及び実施した実績があること。
- (9) 5年以内に、収容人数5,000人以上の興行において、企画・運営に関わる業務についての契約及び実施した実績があること。
- (10) 埼玉県内または近郊に本社または事業所を置く団体であること。なお、個人での応募は認めない。
- (11) グループで参加する場合は、代表団体を定め、関係する団体を明示し構成団体として定めること。なお、契約は代表団体と行う。
- (12) グループを構成する場合、代表団体は(1)~(10)の要件をすべて満たし、各構成団体は(1)~(7)の要件を満たすこと。なお、構成団体は応募資格要件の有無にかかわらず、本業務委託プロポーザルへの参加はできないものとする。

5 選定までのスケジュール

- (1) 仕様説明会：日時 令和4年1月11日(火)午前10時半~
場所 戸田市役所5階 大会議室A
説明会参加の際は、申込書を令和4年1月6日(木)までに提出すること
- (2) 質問受付期間：令和4年1月11日(火)~1月18日(火)
メールまたはFAXとする。
- (3) 資料提出締切：令和4年1月28日(金)午後5時15分までに経済戦略室へ持参または郵送(郵送の場合、必着)
提出いただいた資料を基に書類選考します。
提出された資料は返却しません。

【提出資料】

- ・会社概要(会社案内):1部(別紙様式)
- ・履歴事項全部証明書(謄本):1部
- ・直近2年の決算書:1部
- ・国税及び地方税に未納がないことを証する書類:各1部
- ・イベント実績:1部(別紙様式)
- ・提案書(任意様式。A4用紙で作成したものを7部。プレゼンに進んだ場合追加で8部提出すること。)
- ・実施体制:1部(任意様式)
- ・見積書:1部

提出後の提案書等の訂正・追加及び再提出は原則として認めない。ただし、当事務局(経済戦略室)が、追加資料を求めた場合はこの限りではない。

- (4) 書類選考：応募者から提出された書類審査にて審査会参加業者4者を選定する。ただ

し、条件を満たさない者等があった場合は、この限りでない。

書類選考結果は、当落に関わらず令和4年2月10日(木)までに各事業者
に通知する。

(5) 審査会：日時 令和4年2月15日(火)午後1時30分～

場所 戸田市役所5階 大会議室C

1者につき30分間(説明20分、質疑10分)を予定

(6) 内定通知：令和4年3月2日(水)までに通知する。

令和3年度中は内定とし、令和4年4月に予定している第1回戸田橋花火
大会実行委員会以後に契約締結する。

6 委託内容

戸田橋花火大会実施に係る業務委託仕様書を参照

7 選定に当たっての審査基準

(1) 実施体制

綿密で効率的な大会準備、安全かつ円滑な大会運営及び有料席運営等ができる機動的かつ十分な体制がとれていること。

(2) 価格設定

仕様書に基づく業務内容の実施が十分確保されており、見積の単価及び総額が十分精査されていること。

(3) 実績

戸田橋花火大会に類似する内容の業務実績があるとともに、事業者の事業規模が当該業務の遂行に問題がなく、経営が健全であること。

(4) 課題への企画力

戸田橋花火大会の更なる発展のために、以下について提案ができること。

【現状の課題】

会場レイアウト及び大会運営

第66回大会(令和元年度実施)より新たに設けられた打上現場西側の自由席について、打上現場東側の有料席エリアと差別化を図りつつ、入退場時に有料席エリア付近にて打上現場西側の観覧者の滞留が発生し有料席エリアでの案内に支障が生じないような会場レイアウトや導線を提案すること。

また、開催されれば3年ぶりとなる第69回大会を盛り上げるような演出などの企画を提案するとともに、観覧者が第70回大会という節目の大会に向け期待が持てる演出を提案すること。当日の進行(アナウンス等含む)及び演出、当日までの花火大会周知の企画並びに新規の企画等も提案すること。

協賛金を増やす方策

市内企業からの個々の協賛口数を増やす方法や、大口協賛者の獲得について提案すること。

特に、大口協賛者の獲得についてこれまでの実績を例示するとともに、戸田橋花火大会においても実現性に期待ができる提案をすること。

公式ホームページ等の内容充実

公式ホームページ内での既存情報をわかりやすく網羅することはもちろん、問い合わせの多い基本情報（開催日や当日の開催有無等）に係る電話問い合わせを減らすデザインや、大会当日までに花火大会への関心が高まり、各種SNSを通じてより多くの人々が興味を持てるような発信について提案すること。

会場案内の方策

来場者にわかりやすく、土手や道路に設置しやすい案内方法について提案すること。

【発展的課題】

有料席の魅力及び快適性の向上並びに早期完売の方策

完売を目指すため既存の有料席の付加価値をより高めるとともに、戸田橋花火大会らしさのある新たな席種について提案すること。

打上現場東側と打上現場西側で差別化を図れる付加価値について提案すること。

SDGsへの対応

持続可能な開発目標の達成に向けて市が推進する事業を理解し各種施策に対応するとともに、円滑な大会運営かつより多くの人々が楽しめるような方策について提案すること。

会場レイアウトについての自由提案

打上現場東側の有料席の他に打上現場西側を含めた会場レイアウトの提案をすること。

提案いただいた内容は、大会運営のために参考とすることがある。

新型コロナウイルス感染症への対応

本大会の来場者や地域住民が「安心・安全」を実感できる新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止に係る方策について国、県が推奨する感染症対策マニュアルを踏まえ具体的に提案すること。なおその際、会場外での対策についても含めること。

ふるさと納税制度を活用した市及び大会のPR

本市や本大会をPRする取り組みの一環として、ふるさと納税制度を活用した返礼品について提案すること。

(5) 安全性への配慮

観覧席などの会場の地形や露店等の出店を踏まえた会場へのアクセス、災害等が発生した場合の対応など、イベントの内容を考慮し、安全対策視点での提案をすること。

受託者については、マニュアル作成の協力を求めます。

(6) 実現性

総合的見地から実現性のある提案とすること。

8 応募に際しての留意事項

(1) 虚偽を記載した場合の無効

応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とする。

(2) 応募書類の取扱い

応募書類はいかなる理由に関わらず返却しない。

(3) 応募の辞退

提案書の提出を辞退される場合は、事務局あてにその旨を記載した書面を提出すること。

参加の辞退は、今後何ら不利益を伴わない。

(4) 応募に係る経費の負担

この応募に係る経費は全て応募者の負担とする。

(5) 提供資料の目的外使用の禁止

当方から提供する資料は、申請に関わる検討以外に使用することを禁止する。違反した場合は、審査対象の排除及び契約の解除の事由となる。

(6) 著作権の帰属

提案書等の著作権は、それぞれ企画提案者に帰属するが、必要な範囲において複製等を行うことがある。

(7) 選定審査対象からの除外（失格事項）

選定審査に関する照会又は要求等を強行に申し入れた場合

この要項に違反又は著しく逸脱した場合

提出期間内に提出書類が提出されなかった場合

審査会に欠席した場合

その他不正行為や事務局が不相当と認めた場合

9 問合せ先

戸田市役所 環境経済部 経済戦略室 担当：七種、南木、小澤

住 所 〒335 - 8588 埼玉県戸田市上戸田1 - 18 - 1

電 話 048 - 441 - 1800（内線347）

F A X 048 - 432 - 9910

メール keizai@city.toda.saitama.jp